

関税割当注意事項（一部抜粋）（p.10～）

4 証明書の内容変更（届出）

- (1) 証明書に記載された次の事項に変更があった場合には、その証明書の発給を受けた者は、変更後速やかに、次の書類を当該証明書を発給した窓口へ提出しなければならない。

届出該当事項：住所、電話番号、法人の代表権者（役職、氏名）

① 関税割当証明書内容変更届出書（注意事項様式第1） 2通

なお、当該年度に取得した証明書全てを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には1通

② 関税割当証明書（内容変更をしようとするもの） 原本及びその写し 各1通（NACC Sシステムに登録した場合は「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出すること。）

なお、当該年度に取得した証明書を既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書（受付印があるもの）写し 1通

③ 既に返納している前年度の証明書がある場合には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書（受付印があるもの） 写し1通

④ 変更を証する書面

(イ) 法人の場合

登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 原本1通（住所又は代表権者が変更となった場合で、変更後かつ届出日前1か月以内に交付されたもの）

なお、登記簿に登録していない事務所を証明書の住所としている場合には、事務所建物の不動産登記事項証明書の原本又は賃貸借契約書の写し 1通

(ロ) 個人事業者の場合

住所変更通知等変更を証する書面 1通

⑤ 返信用のレターパック・プラス（赤色）

(注1) 郵送申請にあたっては、注意事項9の(2)身分確認について規定する書類（社員証等）の同封は不要とする（書類の写しも不要とする）。

ただし、必要によって上記の注意事項9の(2)の書類の原本又は写しの提出等を求める場合があるので、その際は提出等すること。

(注2) 対面による申請にあたっては、上記4(1)①～⑤の提出書類に加えて、注意事項9の(2)身分確認について規定する書類（社員証等）を提示等すること。

- (2) 同一の内容変更について、2以上の内容変更届出書を同時に提出する場合には、内容変更届出書及び証明書以外の書類は、いずれか一の内容変更届出書に添付すれば、それらの書類を他の内容変更届出書に添付する必要はない。